

# 鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道の早期利用及び需要拡大を促進し、地域経済の健全な発展及び雇用の拡大を図ることを目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 鳥取県企業局は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として毎年2月28日までに行わなければならない。

- 2 前項の申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

## (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

## (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、給水施設工事の重要な部分の箇所、延長等の著しい計画変更及び本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

## (完了届)

第7条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から5日以内に行わなければならない。

- 2 知事は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に規則第15条第2項の検査を行わなければならない。

## (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

## (補助金交付の条件)

第9条 補助金交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業局管理規程第3号。以下「供給規程」という。）第5条第1項に定める基本使用の申込み、又は供給規程第7条第1項に定める基本使用水量の增量変更の申込みを行い、承認を受けること。

- (2) 速やかに鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道の使用（基本使用水量の増量変更後の使用を含む。）を開始し、継続して3ヶ月以上使用すること。
- (3) その他、供給規程で定める各条項を遵守すること。

（交付決定の取消し）

第10条 工業用水の使用（基本使用水量の増量変更後の使用を含む。）を開始してから3ヶ月未満の期間内において、給水を廃止し、又は基本使用水量を減量（増量変更するために補助金の交付を受けた場合で、減量後の基本使用数量が増量前の基本使用水量以下となる場合に限る。）したとき、又は供給規程第19条に該当し、給水を停止し、又は給水の承認を取り消されたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により交付決定の一部を取り消す場合においては、交付決定金額を3ヶ月で除し、これに工業用水を使用した月数（1ヶ月未満の使用日数の月がある場合は、日割計算とする。）を乗じて得た金額を交付決定金額から差し引いた額について取り消すものとする。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企業局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
2 鳥取地区工業用水道の新規利用のため、平成24年3月31日までに供給規程第5条第1項に定める基本使用の申込みを行い承認を受けた民間事業者については、別表第5欄に定める補助限度額を3,000千円とする。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。ただし第3条第3項の変更については平成25年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
工業用水給水施設工事	<p>鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道を新規に利用又は基本使用水量を増量変更する民間事業者</p> <p>ただし、工場等の新增設のため、鳥取県の他の補助金等の交付を受ける事業者を除く。</p>	<p>工業用水を利用又は基本使用水量を増量変更するために補助事業者が実施する次の工事</p> <p>屋外配水管工事 屋内配水管工事 水量メーター室設置工事 送水ポンプ設置工事 受水槽設置工事 バルブ調整工事 電源用配管配線工事 その他、工業用水利用のために必要となる工事</p>	1／2 (千円未満の端数は切り捨て)	3, 000千円

## 様式第1号（第4条、第8条関係）

## 平成 年度鳥取県工業用水利用促進事業計画（実績報告）書

給水施設工事の場所		
工事の種別		
基本使用水量		立方メートル／日
特定使用水量		立方メートル／日
工 事 計 画	給水管の種類	
	給水管の口径	ミリメートル
	給水管の延長（制水弁から水量メーターまで）	メートル
	受水槽有効容量	立方メートル
	その他	
工事（予定）期間		着工 年 月 日 しゅん工 年 月 日
施工（予定）者		

他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	
事業内容	
問い合わせ先	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金等名、その事業内容及び当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県営工業用水利用促進事業収支予算（決算）書

1 収 入

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
	円	

2 支 出

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
	円	

\*備考欄には区分ごとに積算基礎を記載すること。  
なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構わない。

様

職　氏　名

印

平成　年度鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県工業用水利用促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付第201000210474号鳥取県企業局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいづれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 交付決定の取り消し

工業用水の使用を開始してから36月末満の期間内において、給水を廃止したとき、又は給水を停止し、又は給水の承認を取り消されたときは、交付決定金額を36で除し、これに工業用水を使用した月数を乗じて得た金額を交付決定金額から差し引いた額を取り消すものとする。